

日東電工グループ ビジネス行動ガイドライン



新しい価値の創造

**日東電工グループは
オープン・フェア・ベストを行動の原点として
新しい発想で人々の暮らしと産業の未来に貢献します**

- お客様に満足される新しい機能を持った製品やサービスをスピーディーに創造します
- 社員の自主性と独創性を尊重し、自由闊達にチャレンジできる職場環境を実現します
- 健全な事業活動を展開し、適切な情報開示とコミュニケーションにより株主の信頼に応えます
- 企業の社会的責任を常に念頭に置き、地球環境の向上と地域社会の発展に貢献します

**私たちは、オープン・フェア・ベストの精神に則り
日東電工グループの社員としての誇りと気概を持って
誠実に行動します**

1. 最高の品質とサービスをお客様に提供します
2. 安全を全てに優先します
3. 常にチャレンジ精神を持って行動します
4. 法と倫理に基づき良識に従って行動します
5. 地球環境の保護と省資源に貢献します

CEOからのメッセージ

日東電工グループは、社会から信頼され未来に向かって成長し続ける「100年企業」を目指しています。

私は、常に日東電工グループを支えていただいている株主・投資家様、お客様、お取引先様、地域社会の皆様、従業員の皆さんおよびご家族に感謝するとともに、従業員の皆さんが目標に向けてさらなる努力を続けてくれることを期待しています。

私たちは日々の活動において事業の成功を追求するとともに、常に社会の一員として誠意を持って行動しなければなりません。このガイドラインは、「経営理念」および「行動基準」に基づく共通の価値観を具体的に述べたものであり、様々な局面で誠実な判断を行うための指針です。

日東電工グループは多くの国、地域で活動を行っています。国や地域によって法・規制、文化は異なりますが、このガイドラインが日東電工グループ共通のものであることを認識し、内容を理解した上で実行してください。

これからも、社会から信頼され未来に向かって成長し続ける日東電工グループにしていきたいです。

日東電工グループCEO

柳楽 幸雄



はじめに

私たちは事業活動の中で、日東電工グループの従業員として、様々な倫理、法令上の問題に遭遇します。

法や倫理に合う判断が難しいと感じたときには、ぜひとも、この日東電工グループビジネス行動ガイドライン(以下、「ガイドライン」という)を活用してください。

事業活動の中で、判断がつかない場合や倫理上疑問に感じることがあれば、以下のことを自問してみてください。

- それは「経営理念」「行動基準」に示されている共通の価値観と矛盾していませんか？
- それは、このガイドライン、日東電工グループの方針や手順、法に反していませんか？
- お客様、その他ステークホルダー、一般の人々、またあなたの家族は、それを正しいと考えるでしょうか？
- オープン・フェア・ベストを実行しているでしょうか？

それでも法と倫理に合っているかどうか疑わしい場合は、このガイドラインを参照するか、上長をはじめ、本ガイドラインに記載されている「相談窓口」へ相談してください。

本ガイドラインにそぐわない行動は、各国の法令、あるいは日東電工グループや各拠点のルールに基づいて懲罰の対象となる場合があります。

目次

職場環境 P.05-09

01. 雇用	P.05
02. 労働安全衛生	P.06
03. ハラスメント	P.07
04. 薬物・飲酒	P.08
05. 従業員のプライバシー	P.09

資産保護 P.10-16

01. 時間および資産の使用	P.10
02. 専有情報	P.11
03. 不注意による漏えい	P.12
04. コミュニケーションシステム	P.13
05. マスコミ、アナリスト、弁護士などからの問合せ	P.14
06. 知的財産権	P.15
07. 退職	P.16

事業活動 P.17-28

01. 報告、記録、保管	P.17
02. 確約・合意取り交しの権限	P.18
03. サプライヤー様との関係	P.19
04. 企業間競争	P.20
05. 競合他社との関係	P.21
06. 外部情報の入手と利用	P.22
07. 商標および著作権	P.23
08. 贈答品の受け取り	P.24
09. 接待を受けること	P.25
10. 贈答や接待を行うこと	P.26
11. 公務員との関係	P.27
12. 地球環境・社会との関係	P.28

法令遵守 P.29-35

01. 法令遵守全般について	P.29
02. 会計および財務報告	P.30
03. 市場競争	P.31
04. 輸出入	P.32
05. 環境	P.33
06. 公共部門の調達活動	P.34
07. ロビー活動	P.35

あなた自身の時間 P.36-39

01. 競合他社への支援	P.36
02. 内部情報およびインサイダー取引	P.37
03. 政治活動への参加	P.38
04. 同一業界で働く近親者	P.39

相談窓口	P.40
------	------

雇用

私たちはみな、日東電工グループをより活気があり、働き甲斐のある職場にしていく役割を担っています。日東電工グループは、従業員全員が敬意と尊厳をもってお互いに接することを望んでいます。

私たちは、暮らし働いている全ての地域社会において、よき地球市民として社会的に責任を持って行動します。

日東電工グループは雇用機会均等および公平な扱いを方針とします。

雇用機会均等および公平な扱いの原則の対象となるのはどのような場合でしょうか？

人事に関わる活動は全て、雇用機会均等および公平な扱いを原則としています。例えば、採用、昇進、賃金・給与形態、手当、教育、懲罰、人事異動などです。

全ての拠点において、児童労働および強制労働を禁止します。また、従業員は、国や地域に関わらず、法によって義務付けられた全ての利益を受けられるものとなります。

仮に合法であるとしても、個人の尊厳を傷つけたり、相手を尊重しないような行為を行ってはいけません。



労働安全衛生

安全な職場の確保は、私たちとその家族にとって最も重要なことです。日東電工グループは、全ての従業員のために安全な労働環境を確保することに努めます。また、事業活動中の事故を防ぐことに全力を尽くします。

安全で衛生的な職場を築くためには、どのような規則に従い、どのような行いをすればよいのでしょうか？

従業員だけでなく請負業者様、サプライヤー様など訪問者も含め、日東電工グループの敷地内に武器などの危険物を持ち込むことを禁止します。

危害を及ぼしかねない行為、他の従業員の業務や成果を妨げようとする嫌がらせや迷惑行為、また職場環境を悪化させるような行為はいかなるものでも許されません。

私たちは、決められた安全手順や化学物質使用などに関する規制に従って、安全対策を確実に実行しなければなりません。

それぞれの組織において、管理者の責任のもと、能動的な安全対策を講じてください。

ハラスメント

日東電工グループは、全ての拠点において、従業員が同僚や取引先の人達に敬意を持って接する、ハラスメントのない職場環境を維持します。

このハラスメントに関する方針では、従業員に対する嫌がらせに加え、サプライヤー様など取引先の社員に対する同様の行為も禁じます。また、取引先の社員が、日東電工グループの敷地内でそのような行為を行うことも禁じます。

この方針は、社外での業務やそれに伴う行事にも適用されます。

どのような行為がハラスメントとみなされ、固く禁じられるのでしょうか？

個人の保護されるべき身分 — 例えば、人種、皮膚の色、宗教上の信条、性別、性同一性や表現、性的指向、国籍や家柄、心身の障害、年齢、健康状態、結婚歴など — に対する言葉、身体接触、視覚による嫌がらせ。

悪口、暴力行為、故意に他人を傷つけること、無秩序行為、悪質な迷惑行為、脅しなど。

性的な誘い、わいせつな行為の要求、その他性に関して身体接触や言葉や視覚によって嫌がらせをすること。



薬物・飲酒

アルコールや薬物の乱用は、従業員の安全や健康に対する重大な脅威となります。日東電工グループでは、職場における薬物およびアルコールに関する方針を明確にします。これは各国の拠点に広く適用され、また従業員のみならず訪問者についてもその対象となります。

薬物の乱用・飲酒に関して固く禁じられているのはどのような行為でしょうか？

職場におけるアルコール飲料、違法薬物、その他規制物質の所持および使用。

アルコール、違法薬物、その他規制物質の影響を受けた状態での勤務や機器の操作、乗り物の運転。

一部の国や地域では、違法薬物の所持や使用が死刑に値します。

職場において薬物の使用や飲酒が認められるのはどのようなケースでしょうか？

上長から承認を得た会社主催の行事は飲酒が認められます。しかし、この場合でも、飲酒可能年齢など酒類に関する法規に従わなければなりません。また、泥酔状態や急性アルコール中毒を引き起こすほど過剰に摂取することは絶対にやめてください。

医療目的で医師から処方された薬品については、それを使用することで本人や他の従業員の安全性に影響を及ぼさない場合に限り使用が認められます。

従業員のプライバシー

日東電工グループは、給与、健康、手当など従業員の個人情報収集し、保有しています。日東電工グループはグローバル企業ですから、あなたの個人情報を海外や他のグループ会社でも取り扱うことがあります。

従業員のプライバシーを守るために、私たちは、個人情報を保管・編集する場合、情報の保護に努めます。

どのようにして従業員のプライバシーが保護されているのでしょうか？

個人情報は、業務上あるいは法の要求によって必要のある人のみが閲覧権限を有します。

個人情報は、正当な業務上の、あるいは法律上の理由を除き、上長や本人の承諾なく外部へ公表されることはありません。

必要以上に個人情報の提示を求めることはありません。



時間および資産の使用

日東電工グループの時間および資産は、共通の資産として事業活動の中で用いられるものです。上長承認や各拠点の方針による許可がない限り、個人的な目的でこの資産を使うべきではありません。

日東電工グループの資産を保護する目的で、各拠点に置かれた、あるいは拠点を出入りする従業員個人の所有物を見せていただくようお願いすることがあります。

時間および資産の使用が、禁止される場合と例外として認められる場合とは？

日東電工グループの敷地内で、あるいは勤務中に、日東電工グループと関係のない仕事や商談を行うことはできません。

パソコン、備品、電話、資材、資料、専有情報など日東電工グループの資産や活動費を、日東電工グループと関係のない仕事に利用したり、上長または会社の承認なしに、私用目的で使ってはいけません。

社有車の個人的使用については、各拠点の方針として明記されており、なおかつ、上長が承認した場合に限り認められます。

会社から支給された公共交通機関の定期券などは、職務を妨げたり会社に余計な経済負担をかけない場合には、休日などの個人的な使用が認められます。

専有情報

日東電工グループの専有情報は、全従業員の発想と努力、工夫の賜物です。特に機密情報などは、日東電工グループが市場競争で優位に立つために重要なものであり、万が一競合他社に知れると、損害を被ることになります。

日東電工グループの従業員として、私たちはそれぞれが専有情報を守る責任を負っています。

専有情報を守るためには
どうすればよいのでしょうか？

専有情報には、技術情報、販売情報、顧客情報、製品情報、財務情報、知的財産などが該当しますが、これらに限定されるものではありません。

日東電工グループやあなたが専有情報であると考えられる情報を、許可なく他人に開示したり配信したりしてはいけません。

業務上、第三者が日東電工グループの専有情報を閲覧する必要がある場合は、予め機密保持契約を結んでください。

不注意による漏えい

日東電工グループの資産保護に努め、うっかり情報を漏らしたりしないように注意してください。

どのようなことから
不注意による漏えいが起こると考えられるでしょうか？

日東電工グループが機密としている、あるいは公開していない専有情報を、関係者以外と話し合うこと。

相手が関係者であっても、展示会や公共の場、電車や飛行機など他人のいる場で専有情報について話したり、社外で携帯電話やパソコンなどを使ってそれを見たり話したりすること。

家族や友人に専有情報を話すこと。
他意なく、あるいは無意識に他人に情報をもらしてしまう可能性があります。

暗号化などのセキュリティ対策が万全でないパソコンやUSBメモリなどを紛失したり、盗まれたりした場合。



コミュニケーションシステム

日東電工グループのコミュニケーションシステムは、私たちの事業活動に不可欠なものです。

日東電工グループのコミュニケーションシステムは、日東電工グループの事業活動のために使用されるものです。それ以外の目的で使用する場合は、上長から承認を得た範囲内で使用しなければなりません。

不適切に使用した場合、日東電工グループの資産を誤って使用したとみなされます。

コミュニケーションシステムの使用において禁止されていることはどのようなことでしょうか？

日東電工グループのコミュニケーションシステムを利用してチャットへ参加したり、性的なコンテンツや賭博、その他適切と見えない内容を含むウェブサイトを開覧すること。

日東電工グループのE-メールシステムを介してチェーンメールを送ること。

日東電工グループの方針に反して、あるいは記憶装置や送信能力に異常をきたすような方法で、E-メールやインターネットシステムを個人的に利用すること。

ソフトを違法にコピーしたり、許可されていないソフトをインストールしたり使用すること。

マスコミ、アナリスト、弁護士などからの問合せ

日東電工グループの事業活動は、ジャーナリスト、専門家、証券アナリスト、株主・投資家、司法当局などから注視されています。このようなところから問合せがあった場合、勝手な判断で受け答えせずに、まずは上長や拠点・各社の上位管理者に相談してください。

もし、日東電工グループ全体に関わる問合せがあったときには、あなた自身か、あるいは拠点・各社の上位管理者から日東電工グループの統括部門に相談してください。

グループ統括部門の担当は？

マスコミから問合せがあった場合は、広報担当部署に相談してください。

アナリストや株主・投資家からの問合せについては、IR担当部署に相談してください。

弁護士から問合せがあった場合は、法務部へ相談してください。



知的財産権

在職中に発明などをした場合は、その内容を会社に報告しなければなりません。会社の許可なくその内容を社外に公表することはできません。

業務上の発明などの知的財産は、全て会社に帰属します。

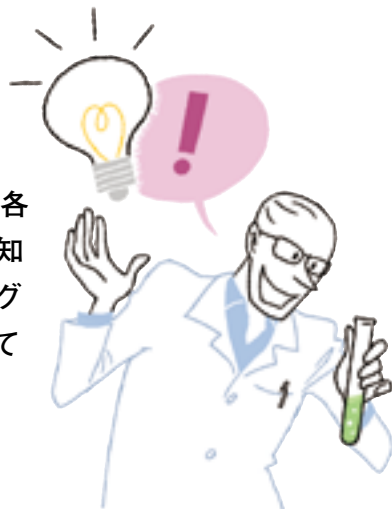
例外として、知的財産権があなたに帰属する場合

あなたの発明が、日東電工グループの実際の事業利益や将来期待される事業利益に影響するとは考えられない場合。

その発明が日東電工グループでのあなたの仕事の成果ではない場合。

それが日東電工グループでの仕事を介してひらめいたものでない場合。

上記のような場合は、上長や各拠点の知的財産担当者または知的財産部に相談して、日東電工グループの知的財産権を侵害していないことを確認してください。



退職

いかなる理由であっても退職するときは、全ての日東電工グループの資産を返却し、また専有情報を保護しなければなりません。

日東電工グループを退職する際、どのようなものを返却しなければならないのでしょうか？
また、退職後はどのようにふるまうのが望ましいのでしょうか？

日東電工グループの専有情報を含む書類や電子ファイルなどは全て会社に返却しなければなりません。

日東電工グループの従業員として勤務している間に創出した知的財産は、あなたの退職後も会社の所有物となります。

退職してからも、日東電工グループの専有情報を保護しなければなりません。また、それらの情報を利用して競合他社を支援しないようにしてください。



報告、記録、保管

私たちは、日東電工グループの従業員として、事業活動に関する全ての情報を正確かつ正直に記録し、報告しなければなりません。

また、文書の保管・廃棄については、日東電工グループの文書保管および廃棄に関する規定や各拠点のルール、そして法に従ってください。

どのような報告や記録を
正確かつ正直に行えばよいのでしょうか？

全ての報告を正確かつ正直に行わなければなりません。例えば、開発報告書、販売報告書や注文書、会計報告書、調査報告書、事故報告書、経費報告書などです。

なぜ正確かつ正直に
報告・記録しなければならないのでしょうか？

正確に、また正直に報告することによって、日東電工グループは、倫理を重んじる誠実な企業として事業活動を行うことができます。

虚偽の報告は、民事上、ときには刑事上の問題になりかねません。

確約・合意取り交しの権限

効果的に、そして安全に事業を行うために、日東電工グループ各社では、特定の組織やライン管理者に移譲する形で、価格設定や、その他契約条件などの決定の権限を明確にしています。

確約や合意を取り交す場合は、各部門あるいは各社で定められたルールに従ってください。

確約や合意を取り交すことが禁じられるのは
どのような場合でしょうか？

口頭であろうと文書であろうと、権限者からの承認を得ずにお客様と製品価格などに関する取り決めを行ってはなりません。

口頭であろうと文書であろうと、上長の承認なく、第三者と新しい契約を交したり、現行の契約内容の変更を約束したりしてはいけません。



サプライヤー様との関係

日東電工グループでは、公平にサプライヤー様を選考するための方針を掲げています。私たちは、価格、サービス、技術、品質など公正な競争を通じて最適なサプライヤー様を決定します。

従業員は、公正な競争に徹しなければなりません。

サプライヤー様を選考する際、 どのようなことに気をつけるべきでしょうか？

各要素を偏りなく比較評価して競合するサプライヤー様の中から最適なサプライヤー様を選んでください。

特定のサプライヤー様を「優遇」してはいけません。

サプライヤー様から提示される価格やその他の情報は、サプライヤー様にとっては機密情報にあたります。

日東電工グループの従業員が、何の承諾もなく、それらの情報を外部で使用すべきではありません。

サプライヤー様に相互取引を求めたりしないでください。サプライヤー様とはフェアな関係を維持しなければなりません。



企業間競争

お客様に満足していただけるような製品を提供することは、日東電工グループが掲げる公正な競争に関する方針の基本です。それを実現するためには、積極的かつ効果的に行動することは当然ですが、さらに法や倫理に則って行動することが要求されます。

事業競争において重要なのは どのようなことでしょうか？

競合他社の製品について、不適切なあるいは虚偽の、または誤解を招くような発言をして、お客様に不信感を与えるべきではありません。

競合他社や他社製品との比較を行う場合には、必ず裏づけを取った上で、完全かつ正確で、誤解を招かないようなものにしなければなりません。

比較宣伝が禁じられている国があることも認識してください。

疑問があれば、拠点・各社法務担当または日東電工法務部に相談してください。

競合他社との関係

競合他社の社員と会ったり話をしたり、業界あるいは団体の会合などで同席することは避けられないことです。

また、サプライヤー様やお客様として取引を行う企業が、日東電工グループの競合会社である場合も考えられます。私たちはこのような関係に注意を払う必要があります。

競合他社との関係において
どのようなことに注意すればよいのでしょうか？

競合他社と接触する際には、価格決定方針、契約条件、在庫情報、市場調査、生産計画、性能、その他専有および機密情報などについて話をしてはいけません。

もし相手が上記のような話題を持ち出した場合は、たとえそれが無意識であったとしても応じずに、会話を中止してください。



外部情報の入手と利用

ビジネスでは、競合他社など様々な組織に関する情報を入手することはごく当たり前のことです。しかし、そういった情報の入手や利用においては、公正な取り扱いを心がけてください。

他社情報の入手や利用において
重要なこととはどのようなことでしょうか？

不法侵入による強盗や盗聴、贈収賄、窃盗など違法な行為による情報入手は、当然ながら絶対に行ってはいけません。

競合他社の機密情報を入手する目的でその社員を採用したり、他社の社員をそそのかして機密情報を入手したりすることも許されません。

合法的に入手した情報でも、他社の情報は注意して扱ってください。日東電工グループは、競合他社の情報も含め、プライバシーや個人情報の保護に努めます。

外部情報の入手や利用に関して、疑わしい行動をとることは避けてください。

商標および著作権

市場競争の中では、商標を用いて日東電工グループの製品を区別し分類しています。

日東電工グループの商標のみならず他社の商標についてもきちんと認識して正しく使用することが重要です。書籍や雑誌、新聞、ウェブサイトなどに掲載された文章や図表、写真には、著作権によって勝手に複写や転載ができないものがありますので注意してください。

日東電工グループの商標、特に登録商標が、第三者によって使用されているのを発見した場合には、拠点・各社、あるいは日東電工の知的財産関連部署へ報告してください。

どのような種類の商標が使われているのでしょうか？

一般に、各国で使用されている商標は2種類あります。

ひとつは各国の特許・商標局に登録されている登録商標です。これは®記号によって表すことができます。例えば、日東電工グループのブランドマークは、複数の国で商標として登録されています。

もうひとつは、登録されていない商標です。この商標は™で表すことができます。

贈答品の受け取り

日東電工グループは、従業員一人ひとりが、法や倫理に則って行動することを期待しています。贈答品を受け取る際には、以下の方針に従ってください。

もし、常識に反するような高額な贈答品が自宅または職場に届いた場合は、直ちに上長に報告し、返却や廃棄など適切な対応をしてください。送り主であるサプライヤー様やお客様には、日東電工グループの贈答品の受け取りに関する方針を説明してください。

なお、金銭は絶対に受け取ってはいけません。貸与であっても許されません。

贈答品を受け取ってもかまわない場合とそうでない場合は？

従業員だけでなくその家族も、取引先に対して、日東電工グループとの関係に悪影響を及ぼしかねないような贈答品や金銭を要求したり、受け取ったりしてはいけません。金銭の貸与についても同様です。

お客様やサプライヤー様といった取引先から、展示会などで配布される宣伝用の粗品のようなごく少額のものを受け取ることは問題ありません。

日東電工グループ各社や各部門の明確な定めがない限り、クレジットカード会社、ホテル、鉄道、航空会社、飲食店などから提供される販促用の景品や割引については、それが個人契約か法人契約のボーナス制度であれば受けてもかまいません。

接待を受けること

日東電工グループは、上長承認を前提として、慣習的な接待を受けることを認めます。

お客様やサプライヤー様などが、取引先を招待して講習会や幹部向けの講演会を行うことがあります。それらに伴う接待についても同様です。

接待を受ける場合は、 どのようなことに留意すればよいのでしょうか？

不正や誤解を避けるためにも、予め上長の承認を得なければなりません。

接待の内容は妥当なものであり、また違法なものではなく、取引先の慣習として一般的に認められているものでなければなりません。

もし、頻繁に接待を受けたり、妥当であるとは考えられない場合は、相談窓口にご相談してください。



贈答や接待を行うこと

日東電工グループは、贈賄行為や不正な取引を防止するため、贈答や接待を行うことに関する方針を示します。

日東電工グループとの関係にひずみが生じかねない場合は、取引先のみならずその他団体の役員や従業員に対して、金銭や贈答品を渡したり、接待を行うべきではありません。

どのような場合に 贈答や接待を行うことが認められるのでしょうか？

商慣習として宣伝用の粗品など少額の物を渡すことは可能です。

ビジネスに関わる場面で、お客様やサプライヤー様、その他団体スタッフなどを招待して、簡単な会食やスポーツイベント、文化イベントなどを催すことについては、上長承認を得た上で行ってください。

相手が、贈答および接待に関する方針を明確にしている場合には、それを尊重してください。

公務員との関係

公務員や行政に所属する人との取引では、贈答や接待といった、営利事業においては容認されているような商慣習が認められない場合があります。また、それが特定の法や規制に反する可能性もあります。

公務員との関係において 特に注意すべきことは何でしょうか？

事業を行う全ての国において、公務員との関係に関する法や規制を認識し、それに従わなければなりません。

公務員に金銭を渡したり貸与することはできません。

日東電工グループの事業に何らかの影響を及ぼしかねない場合、公務員や行政に所属する人へ贈答品を渡すことはやめてください。

法律でこのような行為が禁じられている国が多数存在することを認識してください。



地球環境・社会との関係

私たちは、自然および社会との共生を求められています。日東電工グループは、環境保全活動と社会貢献活動に積極的に取り組みます。

また、地域社会や国際社会が抱える課題に協働して取り組み、製品やサービスなど事業活動を通じて社会の発展に寄与します。

地球環境や社会との関わりにおいて、 どのようなことが求められるのでしょうか？

事業活動や日常生活において省資源・省エネルギーに努め、リサイクル・リユースに取り組まなければなりません。

生物多様性を理解し自然保護に努めなければなりません。

災害や疫病などが発生した場合には、社会の一員として人々と協力して復旧・復興に努めなければなりません。

社会の秩序や安全・人権を脅かすような行為は容認できません。



法令遵守全般について

私たちは事業活動を行う際、法令上の様々な問題に直面することがあります。日東電工グループでは、それぞれの事業に適用される全ての法や規制に従うことを基本方針としています。

どのようにして自分たちの事業に関連する法令を認識し、従えばよいのでしょうか？

自分が携わっている事業分野に関わる法令全てを細部まで理解する必要はありませんが、ビジネス活動を行う上で対象となる法や規制について、常に注意を払ってください。

ビジネスの世界では、いかなる場合でも、倫理に適った行動をとることが法令を遵守する最善の方法となります。

法令倫理遵守について気になることがあれば、相談窓口にご相談してください。



会計および財務報告

日東電工グループは、会計原則に則って、正確かつ完全に財務報告を行い、適切な内部統制とプロセスを通じて、法や一般会計基準に則した会計および財務報告を行っていることを明確にしなければなりません。

会計および財務報告に関する法令に違反すれば、罰金や罰則、懲役刑を科せられる場合もあり、また日東電工グループに対する社会の信用を失うことになりかねません。

会計および財務報告において、何に気をつければよいのでしょうか？

全ての収支について正確かつ完全に報告し、記録しなければなりません。

会計や財務に関する業務に携わる従業員は、それぞれの規則を理解し、それに従わなければなりません。また、他の誰かが虚偽の、あるいは誤解を招くような方法で、記録・報告を行うのに手を貸してはなりません。

収支記録や報告をどのように行うべきかということ、取引先や部外者などに対してアドバイスをしてはいけません。

市場競争

日東電工グループが事業を展開しているほとんどの国において、市場競争に関する法令が定められています。このような法令は、公正な競争市場の機能を守ることを目的としています。

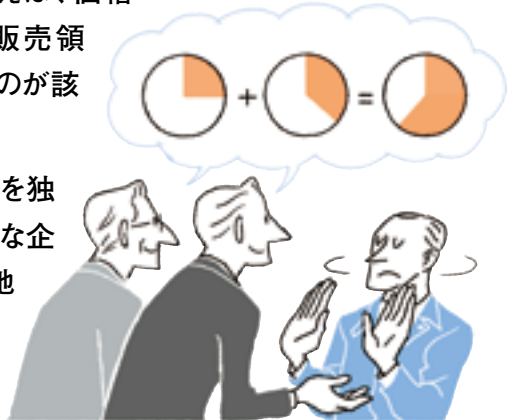
日東電工グループは、いかなる国においても市場競争に関する法令に従います。

市場競争に関する法令で禁じられているのはどのような行為でしょうか？

独占、不公正な取引、カルテルなど公正な市場競争の機能を阻害するような行為は禁止されています。

競争市場の機能を不当に制限するような協定を他社と締結してはなりません。例えば、価格協定や、顧客または販売領域を分割するようなものが該当します。

法に反して、産業界を独占したり、またそのような企てをしたり、独占的な地位を悪用したりしてはいけません。



輸出入

私たちは、事業を展開しているそれぞれの国の輸出入に関する法や規制に従わねばなりません。このような法や規制に違反すれば厳しく罰せられ、場合によっては、罰金や輸出入権の停止、懲役刑などに科せられることもあります。

輸出入について重要なことはどのようなことでしょうか？

輸出入に関する法や規制は複雑ですが、自分が携わっている事業分野がどのような法や規制の対象となっているかを意識しておくべきです。製品自体はもちろんのこと、技術、化学物質、技術情報、ソフトウェア、デザイン、製品の使用方法なども、各国の輸出入に関する法や規制の対象となることを認識してください。

日東電工グループの製品や技術を許可なく輸出もしくは輸入したり、その手助けをすることは違法行為となります。事業を行う全ての国の政府から輸出入の許可を得なければなりません。

海外から資材を調達しなければならない開発プロセスや、サンプル製品を海外から取り寄せたり、海外へ発送しなければならないようなお客様とのやりとりも輸出入といえます。

日東電工グループ内で行われる異国拠点間の製品移転価格販売についても、輸出入の一環とみなされます。

いつ、いかなる場合でも、環境に関する法や規制に従わなければなりません。事業活動の中で、環境に関する法や規制を確実に遵守するために、日東電工グループの環境方針に従ってください。環境に関する法令に違反すれば、事業活動に重大な影響を及ぼすことになります。

私たちは、事業活動から生じる環境への負荷を可能な限り抑えるよう努力します。

環境に関する法や規制を遵守するにはどうすればよいのでしょうか？

環境に関する法や規制は大変複雑です。その全てを細部まで理解する必要はありませんが、どのような法や規制が自分達の事業分野に適用されるかを認識してください。

環境廃棄物や排出ガスを放出したり、それらの測定、記録、報告を行う業務に携わっている場合は、環境規制や許認可情報に忠実に従わなければなりません。報告する際には、正確に、また必要事項を全て網羅しなければなりません。

環境に関する法令に違反していると感じた場合、あるいはそのような違法行為を隠蔽しようとしていることに気付いた場合は、直ちに相談窓口まで連絡してください。

公共部門の調達活動に関する法令は、国や地方自治体などの公共部門が、必要な製品やサービスを公正かつ妥当な価格で購入できるようにすることを目的としています。

公共部門の調達活動においては 何に気をつければよいのでしょうか？

公共部門の調達活動に関する法令は多様であり、複雑でもあります。私たちはそのような法令にきちんと従わなくてはなりません。

公共部門の調達活動に携わる場合は、関連する機密情報入手しようとするなど、不当にその決定を左右するような試みを行ってはけません。



ロビー活動

法や規制の策定などを行政に働き掛けることはロビー活動とみなされます。ロビー活動は、立法手続きのひとつとして正常な行為であり、有益な活動として認められています。

ロビー活動を行う際に、私たちはどのようなルールを守らなければならないのでしょうか？

ロビー活動を行う前に、予め上長の承認を得なければなりません。

ロビー活動は様々な国で多岐にわたって行われています。日東電工グループは、事業を展開するいかなる国においても、ロビー活動に関する法や規制を厳守することを方針とします。



あなたの私生活はあなた自身のものです。しかし、私たちはいかなる時も、日東電工グループの従業員であることに変わりはありません。どんな時でも、日東電工グループの評判を損なうことのないように努めることが望ましいのです。

競合他社への支援

現在の、または将来予想される日東電工グループの競合他社を支援したり、そこで働いたりすることは、明らかにあなた自身と日東電工グループとの利害の対立となります。

なぜ競合他社を支援してはいけないのでしょうか？

日東電工グループの従業員でありながら、競合他社のために働くことは避けなければなりません。それは、日東電工グループとその競合他社に対するあなたの忠誠心を分かつことになりかねないからです。

不明な点があれば、相談窓口にご相談ください。



内部情報およびインサイダー取引

日東電工グループに在籍している間に、日東電工グループや他社の未公開情報を知ることがあります。経済的な理由から、またその他私利私欲のために、そのような未公開情報や「内部」情報を使用することは固く禁じられています。

なぜ内部情報を個人的に利用しないことが重要なのでしょうか？

内部情報を私利私欲のために不当に使用することは、倫理に反するだけでなく、違法行為となる可能性もあります。

このような違法行為が、罰金や懲役刑などの民事罰もしくは刑事罰の対象となることがあります。



政治活動への参加

日東電工グループは、従業員一人ひとりが見聞の広い有権者となり、また社会的な責任を持った一市民となることを尊重します。

しかし、日東電工グループは、企業として、いかなる場合でも政治的に中立な立場をとらなければなりません。

個人として政治活動を行う場合、何に注意すればよいのでしょうか？

会社の資金や資産、サービスなどを、特定の選挙候補者や政党に寄付あるいは提供することはできません。

政治献金や、特定の政党あるいは候補者の支持を強要するなど、他の従業員に圧力をかけたり無理矢理勧誘したりしてはいけません。

政治活動へ参加する際には、必ず法に従ってください。これには政党や国家政治委員会への参加、候補者の支援なども含まれます。

同一業界で働く近親者

共働き世帯の増加と産業の発展に伴って、あなたの配偶者もしくは家庭内パートナー（同居人）や近親者が、日東電工グループの競合他社や取引先の経営者や従業員である可能性が高くなっています。

誰しも、職業を選び求める権利はありますが、情報保全、機密情報保持などに注意を要します。

なぜこのような関係を意識することが必要なのでしょうか？

近親者との関係のために、日東電工グループの利益が知らず知らずのうちに損なわれる可能性があります。

このことに関して、何らかの懸念がある場合は、相談窓口にお問い合わせください。



相談窓口

このガイドラインに反するようなことに気づいたり、何か疑問を感じた場合、またガイドラインの本文中に特定の窓口が明記されていない場合は相談窓口にご相談ください。

1. まずは、上長に相談することを考えてください。
2. または、拠点・各社の人事部門もしくは総務部門にご相談ください。
3. あるいは専門部署にご相談ください。



特に、日東電工グループに大きな影響を及ぼすことが予想されるような、法や倫理に反する問題に気付いた時は、以下のメールアドレスにお知らせください。



良心に従って報告することで、罰せられたり不当な扱いを受けたりすることはありません。また、日東電工グループは、報告者に対する脅しや報復行為は絶対に許しません。

日東電工グループビジネス行動ガイドライン

初版発行日 : 2006年7月

改定版発行日 : 2011年3月

発行責任者 : CSR推進委員会委員長

